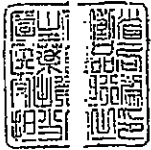


契 約 書

覚せい剤等撲滅啓発事業（以下「委託事業」という。）を実施するため、委託者 支出負担行為担当官 厚生労働省医薬食品局長 高橋・直人 を甲とし、受託者 財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター理事長 森 幸男 を乙として、次の条項により契約を締結する。



第1条 乙は、別紙「覚せい剤等撲滅啓発事業実施要綱」に基づき、委託事業を行うものとする。

第2条 甲及び乙は、この契約に定める条項を誠実に履行するものとする。

第3条 乙は、委託事業を実施するに当たっては、様式1による企画書を作成し、甲の承認を受けるものとする。

2 やむを得ない事情により事業計画の全部又は一部を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときも同様とする。

3 乙は、甲より受託した委託事業の全部を一括して再委託してはならない。

ただし、乙は、甲より受託した事業の履行を確保するため受託事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ、企画書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額についても記載しなければならない。

第4条 乙は、前条の規定により、甲の承認を受けた事業計画に従い、委託事業を実施するものとする。

第5条 甲は、金85,963,000円（うち消費税額及び地方消費税額4,093,476円）の範囲内でこの委託事業の実施に要した経費（諸謝金、旅費、印刷製本費及び活動費等（以下「委託費」という。））を乙に支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて得た額である。

3 甲は、必要があると認めたときは、乙の請求に基づいて委託費を概算払することができるものとする。

第6条 乙は、甲からこの委託事業についての必要な報告を求められたときは、速やかにこれを行うものとする。

第7条 乙は、この契約に基づく委託事業によって得た成果を甲の承認を受けずに、これを公表してはならないものとする。

第8条 乙は、委託事業を実施するため、委託費により取得した物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 乙は、委託費により取得した物品であって甲の指定するものについては、委託事業終了後甲の指示に従うものとする。

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し、委託費の全部若しくは一部を支払わないことができるものとする。

(1) この契約に違反したとき。

(2) この委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約の解除を行った場合には、第5条第3項の規定により支払った額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

第10条 乙は、この委託費を他の経費と区別して経理するとともに、委託費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、その証拠書類を委託事業終了後5か年間整理保管するものとする。

第11条 乙は、委託事業の終了後1か月以内（第9条第1項の規定により委託契約の解除を行った場合には、当該解除を行った日から1か月以内）、又は平成20年4月10日のいずれか早い日までに様式2による事業実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

第12条 乙は、精算の結果、第5条第3項の規定により支払を受けた額に剰余を生じた場合には、その剰余金を甲の指示に従って返納するものとする。

第13条 この委託事業の委託期間は、契約を締結した日から平成20年3月31日までとする。ただし、乙が平成19年4月1日からこの契約締結までの間に実施した事業で甲の認める事業については、この契約により実施したものとみなすものとする。

第14条 乙は、この事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行に重大な支障を来たし、若しくは来たすおそれのある事故等が発生した場合には、すみやかにこの旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

第15条 乙は、この委託事業に係る支出明細書を様式3により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに甲及び警察庁に報告するものとする。

第16条 この契約に規定がない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成19年4月2日

甲 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

支出負担行為担当官

厚生労働省医薬食品局長 高橋 直人



乙 東京都港区虎ノ門2丁目9号

財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

理事 森 幸



1 目的

現在、我が国における薬物乱用の現状は、依然として覚せい剤による事犯が薬物事犯の約8割を占めており、平成16年においては、大麻事犯やMDMAなどの錠剤型合成麻薬事犯の検挙人員がともに過去最高を記録するなど、極めて深刻な状況にある。

特に、大麻やMDMAなどの錠剤型合成麻薬事犯については、20歳代を中心に若年者の乱用が拡大しており、乱用薬物の多様化が進んでいる傾向が見られ、我が国の薬物情勢は引き続き予断を許さない状況にある。

また、薬物事犯はその手口が多様化・広域化・巧妙化しており、密売のターゲットが好奇心旺盛な青少年に向けられる懸念にあり、携帯電話やインターネットを利用した薬物密売では、未成年者の間で薬物乱用に対する警戒感や抵抗感が薄れ、乱用の低年齢化が憂慮されている。

こうした状況の中で、麻薬・覚せい剤等薬物の乱用を撲滅することは緊急の課題であり、取締りは勿論のこと、国民一人一人が乱用の弊害等について十分な認識を持ち、薬物の乱用を許さない国民世論を形成していくことが何よりも大切であり、このためには、官民一体となった予防啓発活動を強力に推進することが極めて重要であるので、効率的かつ強力な予防啓発活動を展開し、覚せい剤等薬物乱用の撲滅を期する。

2 実施期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

3 事業の内容

(1) 薬物乱用防止キャラバンカーの運行管理

薬物乱用防止キャラバンカー（薬物標本やビデオコーナーなどを備えた大型のバス）を要請のあった学校等へ専門の指導員とともに派遣し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図る。

(2) 青少年薬物乱用防止啓発事業の実施（地域における対話集会の開催）

地域に根ざした啓発活動を推進するため、各地域情勢を踏まえ、地域住民が参加し、薬物問題をより身近に感じることができる小規模な集会を開催する。

(3) 薬物乱用防止中堅指導員養成事業

小学校における薬物乱用防止教室の講師等として、より身近に対応することができる中堅的な指導員を養成するための研修会を開催する。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省医薬食品局長 殿

(団 体 名)

(代 表 者 名)

印

平成19年度覚せい剤等撲滅啓発事業の
企画書等の提出について /

標記について、次のとおり企画書等を提出いたします。

1 企画書

- (1) 事業計画書 別紙1
- (2) 事業計画予算書 別紙2

2 法人概要

事業計画書

- 1 事業項目
- 2 事業目的
- 3 事業対象
- 4 事業内容
- 5 実施方法
- 6 実施期間（時期、日時等）
- 7 実施体制

※ 事業項目（別添2参照）ごとに上記2～7までを具体的に記載すること。

※ 必要に応じ、記載した内容の詳細を説明する資料を添付すること。

事業計画予算書

(単位：円)

経費区分	支出予定額	積算内訳
<p>1 薬物乱用防止キャラバンカー 運行管理事業経費 (1) 〇〇〇〇 (2) 〇〇〇〇 ⋮</p> <p>2 青少年薬物乱用防止啓発事業 経費 (1) 〇〇〇〇 (2) 〇〇〇〇 ⋮</p> <p>3 薬物乱用防止中堅指導員養成 事業経費 (1) 〇〇〇〇 (2) 〇〇〇〇 ⋮</p> <p>4 消費税及び地方消費税</p>		
合 計		

再委託の相手方の住所等について

(単位：円)

1 再委託の相手方の住所、氏名、選定方法
2 再委託の業務範囲
3 再委託の必要性
4 再委託する事業に係る経費

- ※ 事業の履行を確保するため受託事業の一部を再委託する必要がある場合に提出すること。
- ※ 提出の必要がある場合は、併せて、事業計画予算書(別紙2)の積算内訳欄の該当部分に、再委託する事業に係る経費であることが分かるように記載すること。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省医薬食品局長 殿

(団 体 名)

(代 表 者 名)

印

平成19年度覚せい剤等撲滅啓発事業の
事業実績報告について

標記の委託事業の実績について契約書第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 委託事業結果報告書 別紙1
- 2 経費所要額精算書 別紙2
- 3 経費支出済額内訳調書 別紙3
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出決算書（又は決算見込書）抄本
（当該委託事業の支出額を備考欄に記入すること。）
 - (2) その他参考となる書類

委託事業結果報告書

項 目	事 業 内 容

(注) 実施要綱の記載にそって記入すること。

経費所要額精算書

区 分	支 出 額 A	契 約 金 額 B	委 託 費 所 要 額 C	委 託 費 受 入 済 額 D	差 引 過 不 足 額 E (D-C)
	円	円	円	円	円

(注) C欄は、A欄及びB欄のいずれか少ない額を記入する。

経費支出済額内訳調書

(単位：円)

経 費 区 分	支出済額	積 算 内 訳
<p>覚せい剤等撲滅啓発事業</p> <p>1 薬物乱用防止キャラバンカー 運行管理事業経費</p> <p>(1) ○○○○ (2) ○○○○ ⋮</p> <p>2 青少年薬物乱用防止啓発事業 経費</p> <p>(1) ○○○○ (2) ○○○○ ⋮</p> <p>3 薬物乱用防止中堅指導員養成 事業経費</p> <p>(1) ○○○○ (2) ○○○○ ⋮</p>		
<p>合 計</p>		

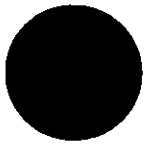
(様式3)

平成 年度補助金等支出明細書

(団体名)

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付実績額		千円 (A)
4. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内容		金額
		千円
		千円
合計		千円
合計		千円
5. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円 (B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円 (B)
6. その他		
内容		金額
		千円
		千円
合計		千円
7. 再補助・再委託等の割合		% (B/A)

(注)千円未満の端数は四捨五入すること。



麻 覚 総第85号

平成19年3月8日

支出負担行為担当官

厚生労働省医薬食品局長 殿

財団法人麻薬・
理事長

防止セン
幸 身

平成19年度覚せい剤等撲滅啓発事業の
企画書等の提出について

標記について、次のとおり企画書等を提出いたします。

1 企画書

- (1) 事業計画書 別紙1
- (2) 事業計画予算書 別紙2

2 法人概要

(1) 目的

本財団は、麻薬・覚せい剤等の危害に関する知識の普及啓発等の事業を推進することにより、薬物乱用の未然防止を図り、もって国民の保健衛生の向上と社会の繁栄に寄与することを目的とする(昭和62年6月1日に設立)。

(2) 前項の目的を達成するために次の事業を行っている。

- ア 乱用薬物の精神・身体に与える影響などに関する正しい知識の普及啓発
- イ 乱用薬物に関する調査研究
- ウ 乱用薬物に対する科学研究に対する助成
- エ 啓発活動を行う指導者の養成
- オ 国、地方公共団体及び民間諸団体の啓発活動に対する協力
- カ 諸外国の民間啓発活動団体との交流及び情報交換
- キ 諸外国の民間啓発活動団体の支援のための国内における国連支援募金運動
- ク その他本財団の目的を達成するために必要な事業

(3) 役職員の状況

- ア 役員数 17名 (常勤1名 非常勤16名) …別添名簿のとおり
- イ 職員数 6名

事業計画書

1 事業項目

薬物乱用防止キャラバンカー運行管理事業

2 事業目的

薬物乱用の低年齢化を背景として、薬物乱用防止啓発キャラバンカーを利用し、全国各地を巡回して薬物問題に関する知識や情報を効果的に提供し、薬物乱用問題に対する理解の促進を図る。

3 事業対象

全国の小、中、高校生、地方公共団体等が実施する薬物乱用防止活動への参加者等を対象とする。

4 事業内容

政府は「薬物乱用防止新5ヵ年戦略」の中で、中・高校生への乱用が拡大していることに対する強化策として「中・高校生を中心に薬物乱用の危険性を啓発し、青少年の薬物乱用傾向を阻止する」を目標に掲げている。

薬物乱用問題の解決に最も重要なことは、薬物乱用に染まっていない人々、特に、小学校の高学年、中学生、高校生を対象に薬物乱用防止に関する正しい知識を普及することである。

このため、現代の青少年に関心をもってもらうことが期待でき、トレンド性もあり、かつ、普及啓発を主眼とした薬物乱用防止啓発キャラバンカーによる啓発活動がもっとも効果的であり、薬物問題に関する知識や情報の普及活動を全国的に、効率的・効果的に展開するため、全国5ヵ所にキャラバンカーを配置し、学校や行事主催者からの派遣要望に基づき各地を巡回する。このため、派遣要望の統一的な受付による派遣日程の設定、派遣先からの派遣時間や指導内容・方法に対する要望にできる限り応えつつ具体的内容を決定するなど、派遣先との連絡調整等を綿密に実施するとともに、現地において対象者に対して派遣先の要望に応じた指導・説明を行う元麻薬取締官や薬物乱用防止指導員等を確保し、派遣する。なお、派遣場所までの運転業務、日々の保守点検・管理等の業務に限り、その実務を事業者に行わせる。

5 実施方法

最近の若年層、とくに、中学生、高校生への薬物乱用が急増していることから、キャラバンカーに搭載しているビデオの放映、乱用薬物の標本、人体模型、乱用薬物の心身への悪影響のパネル、テレビ時代の子供に人気のあるパソコンソフトによるゲーム等を通じて触れてもらい、併せて専門家による説明を実施する。

キャラバンカー5台の配置は、人口が集中し、派遣要望が多い関東信越地区に2台とし、1台は東京都を中心に、もう1台は東京都以外を主に担当する。そのほか、同様の理由により、名古屋市を中心とした東海北陸地区に1台、中国・四国地区を担当する岡山市に1台、札幌市を中心に北海道地区に1台を配置する。

なお、札幌市を中心とした北海道地区の1台は冬期の需要が少ないため、その間、需要の多い関東信越地区に移動させ、また、東京都以外を受け持つ関東信越地区の1台を含め、4台については、遠隔地へ派遣する場合、可能な限り同一地区を同時期に派遣するなど効率的な運用を図る。

6 実施期間（時期、日時等）

時期は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとし、年末年始を除き、土日祝日においても実施する。

7 実施体制

当センターにおいては、派遣要望の受付、キャラバンカー利用について、指導内容・方法等に関する企画・立案・指導、運行管理業者との連絡調整、運行にかかる経費の支払い（通行料金、燃料費、車庫代、運転者の宿泊費、車両の検査費等法定点検費、保険費等）、同行説明員（元麻薬取締官、薬物乱用防止指導員等）との調整、実施結果報告書の作成等を6名の役職員（業務内容等及び過去3年（平成15年度から17年度）の活動実績は別紙）等の体制で行う。また、受付体制として、専用電話1台、フリーダイヤル1台、専用FAX1台を設置するとともに、派遣修了後は、派遣要望先から別添の「キャラバンカー業務日誌」を回収、今後の運行管理業務に反映させる。

また、運行管理業者は、運行日程についての当センターとの打ち合わせ、派遣先との実務的な連絡調整、運行担当者の確保・労務管理等、キャラバンカーの日常的な保守及び管理、運行管理費用及び立替費用のセンターへの請求、運行管理実績報告書の作成・センターへの提出等を行う体制を有している者と契約する。

これらを図式化すると別添のとおりである。

別紙

薬物乱用防止キャラバンカー運行管理実施体制

財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

職 種	業 務	経 験 年 数
役 員	総括(補正、 認証)	厚生労働関係6年：キャラバンカー運行管理、6・ 26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤 乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁等関係6年：薬物乱用防止啓発活動団 体指導者研修会等で地方公共団体、民間団体と連携。
部 長	企画・立案 運行管理全 般、及び経 理全般	厚生労働関係2年：キャラバンカー運行管理、6・ 26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤 乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係2年：薬物乱用海外技術研修員研 修で民間団体と連携。
部 長	企画・立案・ 運行管理補 佐	厚生労働関係20年：キャラバンカー運行管理、6・ 26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤 乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係20年：薬物乱用防止啓発活動団 体指導者研修会、薬物乱用海外技術研修員研修等で 地方公共団体、民間団体と連携。
職 員	運行管理補 佐	厚生労働関係11年：キャラバンカー運行管理、6・ 26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤 乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係11年：薬物乱用海外技術研修員 研修で民間団体と連携。
職 員	経理事務補 佐	厚生労働関係20年：キャラバンカー運行管理、6・ 26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤 乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係20年：薬物乱用防止啓発活動団 体指導者研修会等で地方公共団体、民間団体と連携。
賃金職員	運行管理補 佐	厚生労働関係2年：キャラバンカー運行管理、

別紙

キャラバンカーの活動実績

(平成 15 年度から 17 年度)

◆平成15年度薬物乱用防止キャラバンカーの活動実績

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総合計件数
小学校	0	16	39	27	1	37	36	46	38	44	46	25	355
中学校	0	1,439	3,754	2,594	30	2,971	3,116	4,003	3,617	4,092	4,108	2,143	31,867
高等学校	5	4	8	39	2	30	36	13	12	5	11	12	177
大学・専門	391	545	1,064	4,099	48	3,741	3,948	879	1,259	808	1,546	1,428	19,756
公的機関	0	3	10	1	0	6	6	7	1	2	2	1	39
地域啓発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	50
稼働日数	16	5	5	0	4	3	6	4	2	0	0	0	45
参加人数	2,662	2,410	1,136	0	668	358	1,500	1,640	180	0	0	0	10,554
OB(指導員)講師派遣日数	2	5	1	7	20	7	6	10	1	1	1	13	74
OB(指導員)講師派遣件数	450	3,542	10	841	3,838	2,285	1,346	2,105	43	255	136	1,655	16,506
稼働日数	23	33	63	74	27	83	90	80	54	53	60	51	691
参加人数	20	32	55	59	27	58	65	65	45	52	47	50	575
稼働日数	3,503	8,605	8,077	7,684	4,584	10,186	11,072	9,367	5,178	5,672	6,035	5,286	85,249
参加人数	6	21	47	45	10	33	41	39	39	43	51	24	399
OB(指導員)講師派遣日数	8	22	57	59	10	42	55	55	48	43	60	26	485

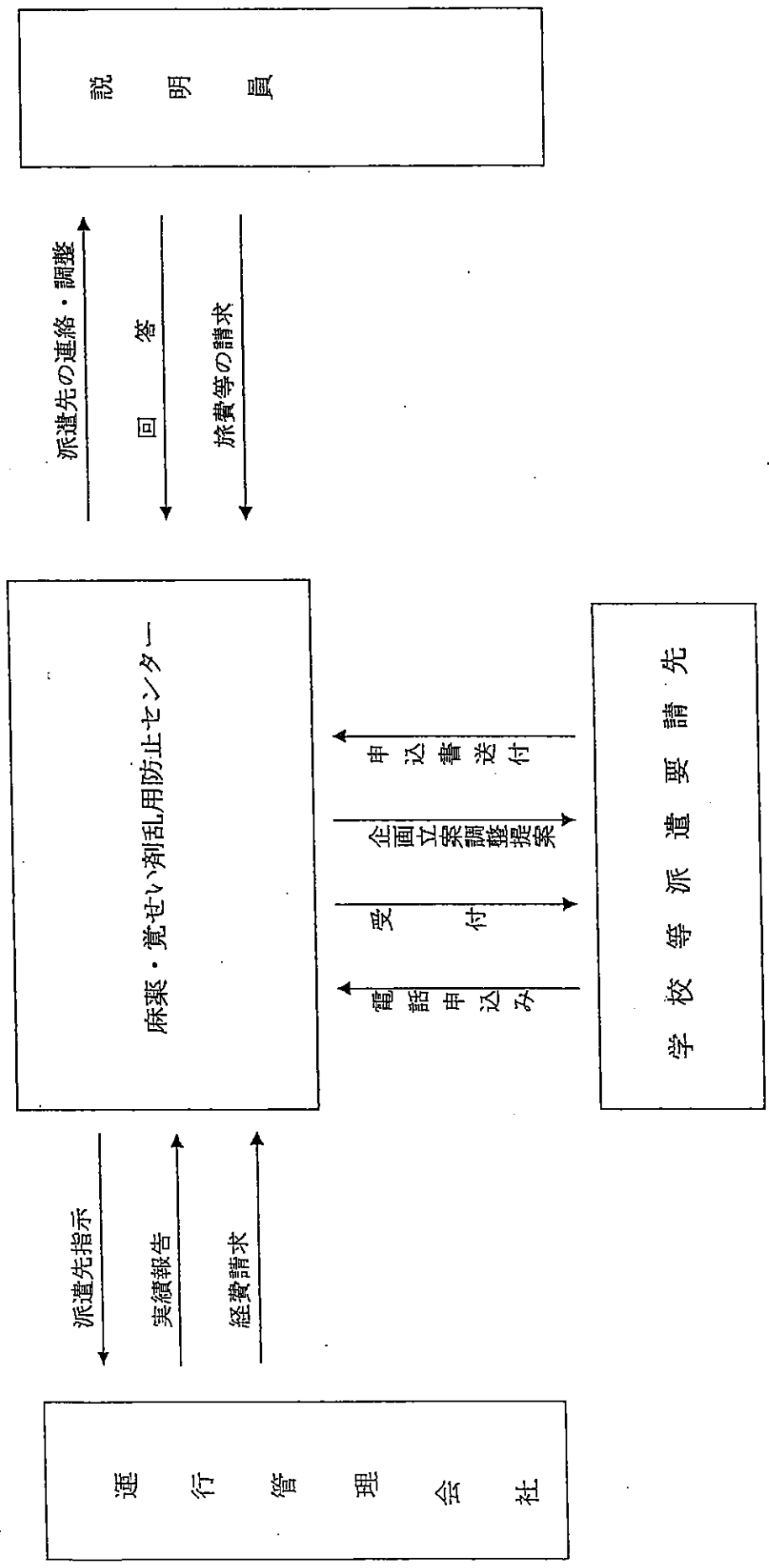
◆平成16年度薬物乱用防止キャラバンカーの活動実績(厚生労働省委託)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学校	2	15	38	22	8	34	36	30	29	32	44	17	307
	156	1,389	3,194	2,085	674	3,521	2,955	2,683	2,207	2,685	3,954	1,454	26,957
中学校	7	10	18	28	3	13	9	12	12	4	7	8	131
	1,174	1,046	2,561	5,168	83	1,991	1,370	2,260	1,901	173	1,131	1,314	20,172
高等学校	1	2	3	5	1	5	3	1				1	22
	25	360	472	757	80	1,084	780	190				55	3,803
大学・専門													0
公的機関													0
地域啓発	4	8	2	6	12	13	13	13	4	1	7	4	87
	580	1,890	100	740	3,960	3,781	5,215	3,220	494	120	3,185	1,433	24,718
合計	14	35	61	61	24	65	61	56	45	37	58	30	547
稼動日数	12	34	55	55	21	57	57	51	44	37	54	30	507
参加人数	1,935	4,685	6,327	8,750	4,797	10,377	10,320	8,353	4,602	2,978	8,270	4,256	75,650
OB(指導員)講師派遣日数	6	26	42	45	8	38	37	28	33	25	35		323
OB(指導員)講師派遣件数	9	28	49	50	11	45	41	29	35	25	35		357

◆平成17年度薬物乱用防止キャラバンカーの活動実績(厚生労働省委託)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学校		6	38	30		28	27	28	26	44	60	25	312
		513	3,129	2,661		2,677	2,513	2,366	1,829	4,159	5,723	1,853	27,423
中学校	3	9	18	22		18	14	9	8	5	8	5	119
	426	1,375	2,761	3,050		2,818	2,236	1,256	1,149	886	1,183	695	17,835
高等学校		1	3	3		5	2	4	1	1	1	1	22
		80	543	357		1,480	745	432	200	70	39	548	4,494
大学・専門													0
													0
公的機関			1	2	6	3	12	10	2	3	2	2	43
			300	957	1,550	870	2,480	3,684	330	230	230	75	10,706
地域啓発	6	15	3	4	4	9	7	2	7	1	3	2	63
	670	6,297	154	1,400	1,250	910	2,511	256	1,036	105	243	110	14,942
合計													
	1,096	8,265	6,887	8,425	2,800	8,755	10,485	7,994	4,544	5,450	7,418	3,281	75,400
稼動日数	9	30	57	50	10	54	58	51	44	52	69	29	513
稼動件数	9	31	63	61	10	63	62	53	44	54	74	35	559
参加人数	1,096	8,265	6,887	8,425	2,800	8,755	10,485	7,994	4,544	5,450	7,418	3,281	75,400
OB講師派遣件数	1	17	54	47	0	49	31	37	23	35	47	22	363
OB講師派遣日数	1	16	48	38	0	41	27	35	23	33	44	18	324

薬物乱用防止キヤンパーカー運行フォーマット



別添

(号車)

キャラバンカー業務日誌

訪問日 平成 年 月 日

運行者

学校又は団体名			
所在地			
電話番号			
FAX 番号			
担当者		印	
実施時間	午前・午後	時 分	～ 午前・午後 時 分
参加数	一般 名	高校生 名	中学生 名 小学生 名
概要			

事業計画書

1 事業項目

青少年薬物乱用防止啓発事業

2 事業目的

我が国を取り巻く薬物乱用の状況は、取締当局の厳しい摘発にもかかわらず沈静化の傾向は見られず、依然として厳しい状況が継続している。薬物問題の解決にはこうした厳しい規制とともに、薬物乱用を許さない社会環境づくりが極めて重要であり、全国各地において、薬物乱用防止の啓発活動や教育の大切さ、学校・家庭・地域が一体となった薬物乱用を許さない社会環境づくりが一層重要である。そのためには、地域に根ざした薬物乱用防止指導員を中心とした啓発活動の推進に資するため、各地において小・中・高校生の保護者等を対象として、薬物乱用の現状、心身への弊害等を正しく認識させることを目的とする地域対話集会をモデル的事业として実施し、地域単位での啓発集会の円滑な開催・運営につなげ、その普及を期する。

3 事業対象

主に薬物乱用防止指導員、小・中・高生及びその保護者、教育関係者、行政関係者、青少年団体関係者。

4 事業内容

地域対話集会は、厳しい薬物乱用の状況を受け、薬物乱用問題について、正しい知識の普及による未然防止教育をできるだけ早期に徹底することで身近な社会の中で地域社会を健全に発展させる活動としての薬物乱用を許さない社会環境づくりを促進する必要がある。こうした情勢をうけ、地域対話集会では、薬物乱用防止有識者による基調講演、地域の薬物乱用防止関係者による基調報告、有識者を含めたパネルディスカッション、まとめ等を内容としたプログラムで実施する。

5 実施方法

地域住民が薬物乱用を許さない社会環境づくりを促進するため、薬物乱用防止思想を身につけることが重要である。そのために、全国5ヶ所程度において、モデル事業として地域対話集会を実施する。地域対話集会では地域の薬物乱用

防止指導員協議会と協力・連携しつつ、薬物乱用防止担当部署である県薬務担当課関係者、取り締まり当局である警察関係者、啓発活動に積極的なボランティア団体関係者、薬物乱用防止教室を積極的に推進する教育関係者、小・中・高生の保護者、小・中・高生等約 150 名が参加して地域対話集会を開催する。

また、地域によっては、学校として薬物乱用防止に取り組んでいるところもあるので、その取り組み状況も紹介してもらうなど、地域と一体となった啓発活動の推進を図る。

6 実施期間（時期、日時等）

平成 19 年 7 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に実施する。ただし、4 月から 6 月までは準備期間とする

7 実施体制

地域対話集会は、当センターと地域の薬物乱用防止指導員協議会とが共同で主催し、厚生労働省、開催県薬務担当部局、開催県警察、開催県教育委員会、地域の P T A 連合会等の支援、協力を得て実施する。

なお、当センターは 4 名の体制で業務担当等は次のとおりである。

職 種	業 務	経 験 年 数
役 員	総括（補正・ 認証）	厚生労働関係 6 年：キャラバンカー運行管理、6. 26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係 6 年：薬物乱用防止啓発活動団体指導者研修会等で地方公共団体、民間団体と連携。
部 長	地域対話集会業務補佐 及び経理全般	厚生労働関係 2 年：キャラバンカー運行管理、6. 26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係 2 年：薬物乱用海外技術研修員研修で民間団体と連携
部 長	地域対話集会業務全般	厚生労働関係 20 年：キャラバンカー運行管理、6. 26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係 20 年：薬物乱用防止啓発活動団体指導者研修会、薬物乱用海外技術研修員研修等で地方公共団体、民間団体と連携。

職 員	経 理 事 務 補 佐	厚生労働関係20年：キャラバンカー運行管理、 6.26「ダメ。ゼッカイ。」普及運動、麻薬・覚せい 剤乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係20年：薬物乱用防止啓発活動 団体指導者研修会等で地方公共団体、民間団体と 連携。
-----	----------------	---

事業計画書

1 事業項目

薬物乱用防止中堅指導員養成事業

2 事業目的

薬物乱用問題は、若者の間に急激に拡大しており、年々若年層の中学生から、小学生へと時代の流行とともに若い層へと浸透が見られる。このような薬物乱用の低年齢化に対処するため、学校における薬物乱用防止のための教育の重要性はますます必要となっている。しかし、薬物乱用の専門的な知識を有する教育者が少ないのが現状であることから、地域の小学校等における薬物乱用防止教室の講師として、より身近に対応することができる中堅的な薬物乱用防止指導員を養成する研修会を開催する。

3 事業対象

研修会は、薬物乱用防止指導員のうち、地域における薬物乱用防止啓発活動の中堅的役割を担っている者又は担うことが期待されている者、都道府県薬務主管課又は保健所職員等の薬物乱用防止啓発担当者を対象とする。

4 事業内容

研修会では、薬物乱用は、脳の中樞神経を興奮させたり、抑制させる作用があり、中樞神経（脳）を侵すこと、また、薬物依存性があることなどを啓発する薬物乱用防止啓発活動関係の医学専門家、法制度や行政での取り組みに従事している薬物規制当局の麻薬行政担当官及び警察関係者、教育現場において薬物乱用防止啓発活動に従事している教育関係者等による講義、事例発表、質疑応答を内容とするカリキュラムで実施する。

5 実施方法

研修会は、全国から出席する者のため交通至便な東京都港区の会場（200名収容）において2日間にわたり実施する。

1日目は、医学専門家、薬物乱用防止教育認定講師、薬物乱用防止担当者、2日目は、薬物規制行政当局担当者、薬物規制取締当局担当者、薬物乱用防止教育関係者による講義と質疑を行うとともに、研修会受講者に対しては研修終了証を発行し、これからの活動に資する。また、二次的効果として、研修会での

講義内容をまとめたものを研修受講者及び各県の薬務担当者に配布して薬物乱用防止啓発活動に役立てる。

なお、研修会出席者から研修修了後アンケートを実施し、その結果を踏まえ、今後の研修会のあり方の参考とする。

6 実施期間（時期、日時等）

平成 19 年 11 月～12 月

7 実施体制

当センターにおいて担当部長を中心に、全ての役職員が関与する体制をとり、会場の選定、日程、カリキュラム、講師の選定、各都道府県等への開催案内、実施要領、テキスト、受講終了証等の作成、経費の支払い等研修の企画立案から実施結果報告書の作成までの全業務を次の体制で実施する。

職 種	業 務	経 験 年 数
役 員	総括（補正、 認証）	厚生労働関係 6 年：キャラバンカー運行管理、6.26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係 6 年：薬物乱用防止啓発活動団体指導者研修会等で地方公共団体、民間団体と連携。
部 長	研修業務補 佐及び経理 全般	厚生労働関係 2 年：キャラバンカー運行管理、6.26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係 2 年：薬物乱用海外技術研修員研修で民間団体と連携
部 長	研修業務全 般	厚生労働関係 2 年：、6.26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係 2 年：薬物乱用防止啓発活動団体指導者研修会等で地方公共団体、民間団体と連携。
部 長	研修業務補 佐	厚生労働関係 20 年：キャラバンカー運行管理、6.26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係 20 年：薬物乱用防止啓発活動団体指導者研修会、薬物乱用海外技術研修員研修

		等で地方公共団体、民間団体と連携。
職員	研修業務補佐及び経理事務補佐	厚生労働関係20年：キャラバンカー運行管理、6.26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係20年：薬物乱用防止啓発活動団体指導者研修会等で地方公共団体、民間団体と連携
職員	研修業務補佐	厚生労働関係15年：、6.26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係15年：薬物乱用防止啓発活動団体指導者研修会等で地方公共団体、民間団体と連携。
職員	研修業務補佐	厚生労働関係11年：キャラバンカー運行管理、6.26「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動、国連支援募金運動。 その他官公庁関係11年：薬物乱用海外技術研修員研修で民間団体と連携。

当センターの過去5ヵ年における薬物乱用防止啓発活動実績
(平成14年度から18年度)

年度	厚生労働関係	その他官公庁関係
14	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ・麻薬・覚せい剤乱用防止運動 ・国連支援募金運動 ・キャラバンカー運行 ・教育講師認定講習会 ・啓発用読本及び資材の作成、配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外技術研修員研修（JICA） ・国際薬物分析情報システムの構築のための調査研究（警察庁） ・薬物乱用防止指導員協議会活動状況調査（社会福祉・医療事業団） ・薬物乱用防止啓発活動団体指導者研修会（日本自転車振興会）
15	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ・麻薬・覚せい剤乱用防止運動 ・国連支援募金運動 ・キャラバンカー運行 ・教育講師認定講習会 ・啓発用読本及び資材の作成、配布 ・地域対話集会の開催 	14年度に同じ
16	15年度に同じ	15年度に同じ
17	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ・麻薬・覚せい剤乱用防止運動 ・国連支援募金運動 ・キャラバンカー運行 ・教育講師認定講習会 ・啓発用読本及び資材の作成、配布 ・地域対話集会の開催 ・薬物乱用防止中堅指導員研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外技術研修員研修（JICA） ・青少年薬物乱用防止啓発活動ブロック交流会議（福祉医療機構） ・薬物乱用防止啓発活動団体指導者研修会（日本自転車振興会）
18	17年度に同じ	<ul style="list-style-type: none"> 海外技術研修員研修（JICA） 青少年薬物乱用防止啓発活動ブロック交流会議（福祉医療機構）

事業計画予算書

(単位:円)

経費区分	支出予定額	積算内訳	
1 薬物乱用防止キャラバン カー運行管理事業経費	74,292,000	運行経費 (キャラバンカー 5台)	74,292,000
		(1) 運行管理費	39,389,000
		ア 業務費 5台 (再委託先等は別紙3のとおり)	20,000,000
		イ 賃金	19,389,000
		(2) 自動車維持費	6,816,000
		ア 燃料	5,778,000
		イ 重量税・保険料	1,038,000
		(3) 借料車庫	6,192,000
		(4) 運転手宿泊費	1,675,000
		(5) 有料道路使用料	3,579,000
(6) 自動車電話料	489,000		
(7) 説明員旅費	3,577,000		
(8) 説明員謝金	4,561,000		
(9) 消耗品費(交換部品等)	3,823,000		
(10) 保守点検費	4,191,000		
2 青少年薬物乱用防止 啓発事業経費	2,847,524	対話集会開催経費	2,847,524
		(1) 対話集会開催実行検討会(年1回開催)経費	197,360
		ア 検討会委員謝金 3人 @8,910円 2回	53,460
		イ 委員出席旅費 2人 @42,350円 1回	84,700
		ウ 賃金10人日 @5,320円	53,200
		エ 検討会議費	6,000
		(2) 対話集会開催経費(5ヶ所)	2,650,164
		ア 講師謝金 2人 @7,430円 5ヶ所	74,300
		イ 印刷製本費	985,000
		(ア) 案内チラシ 2,000部 50円 5ヶ所	500,000

経費区分	支出予定額	積算内訳	
		(イ) ポスター 500部 50円 5ヶ所	125,000
		(ウ) プログラム 240部 300円 5ヶ所	360,000
		ウ 記念品代 240個 150円 5ヶ所	180,000
		エ ビデオ代 20個 1500円 5ヶ所	150,000
		オ 賃金10日 5,320円 5ヶ所	266,000
		カ 開催経費(会場借料, 通信運搬費)	994,864
3 薬物乱用防止中堅指導員 養成事業経費	4,730,000	薬物乱用防止中堅指導員研修会開催経費	4,730,000
		(1)研修会開催検討会経費(年3回開催)	385,230
		ア テキスト作成検討会出席謝金	
		3人 @13,570円 3回	122,130
		イ テキスト作成検討会議費	
		10人 @300円 3回	9,000
		ウ テキスト作成検討会出席旅費	
		2人 @42,350円 3回	254,100
		(2)研修会開催経費	4,344,770
		ア 研修会講師謝金	
		2人 @8,910円 2日	35,640
		イ 研修会講師出席旅費	
		3人 @42,350円	127,050
		ウ 指導員出席旅費	3,696,980
		・宿泊要しない県 8人 @3,430円 2日	54,880
		・宿泊要する県 86人 @42,350円	3,642,100
		エ 研修会資料作成費	150,000
		・研修会テキスト 120部 @1,000円	120,000
		・意見交換会用資料 100部 @300円	30,000

経費区分	支出予定額	積算内訳
		才研修会場経費 280,580 ・会場借料 1ヶ所 @68,000円 2日 136,000 ・機器借料一式 144,580 カ認定証作成費 94枚 @500円 47,000 キ認定証送料 94枚 @80円 7,520
4 消費税及び地方消費税	4,093,476	
合 計	85,963,000	

1 再委託の相手方の住所、氏名
東京都品川区西五反田7丁目10番4号 日本総合サービス株式会社
2 再委託の業務範囲
① 運転業務 (1) 財団法人麻薬・覚せい剤防止センターとの連絡調整 (2) 派遣場所への進入道路状況等の確認 (3) 車両の運転 (4) 現地業務(派遣場所での車両の固定、展示機器の始動確認・設定、見学者等の誘導等)
② 車両の保守管理 (1) 車両の安全な保管 (2) 車検等車両の法定点検等の実施 (3) 車両のオイル、タイヤ、ベルト、燃料等の始動時確認点検 (4) 車両内外の清掃、洗車 (5) 啓発資材等の点検、補充
③ 一般事務等 高遠料金、燃料費等の立替払いに伴うセンターへの請求事務等
3 再委託の必要性
センターの事務所は東京都1ヵ所であるため、全国に設置しているキャラバンカーについて、派遣場所までの運転業務、日々の保守点検・管理の実務を行なう者が必要不可欠なため。
4 再委託契約金額(予定)
20,000,000万円(5台)

財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター 役員名簿

平成19年2月26日現在

役 職	氏 名	所 属
理 事 長	森 幸 男	東京厚生年金会館館長
理 事	池 田 佳 隆	前(社)日本青年会議所会頭
理 事	石 川 淑 郎	新宿石川病院院長
理 事	市 川 和 孝	日本製薬工業協会理事長
理 事	岡 野 俊 一 郎	国際オリンピック委員会委員
理 事	加 藤 伸 勝	(財)日本精神衛生会常務理事
理 事	鈴 木 正 二	ライオンズクラブ国際協会333-B地区前ガバナー
理 事	谷 口 守 正	(財)加越能育英社理事長
理 事	中 西 敏 夫	(社)日本薬剤師会会長
理 事	中 村 芳 夫	(社)日本経済団体連合会事務総長
理 事	西 原 春 夫	(社)青少年育成国民会議会長
理 事	古 川 元 晴	公 証 人
理 事	三 上 和 幸	(社)日本遊技関連事業協会専務理事
理 事	森 田 清	日本製薬団体連合会会長
専務理事	糸 井 克 己	(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター専務理事
監 事	石 井 明	東京都薬物乱用防止推進協議会会長
監 事	渡 辺 肇	渡辺肇事務所所長

任期:平成17年4月1日～平成19年3月31日